

**「令和８年度インターネットモニタリング業務委託」
プロポーザル募集要項**

1 事業名

令和８年度インターネットモニタリング業務委託

2 事業の目的

SNSなどのインターネット上の、神奈川県内における、同和問題（部落差別）、本邦外出身者に対する差別、障がいを理由とする差別に関する投稿について、早期発見及び迅速な削除要請を行うために、目視による検索だけではなく検索システムを活用したインターネットモニタリング事業を実施することにより、インターネット上の人権侵害を防止・抑制することを目的とします。

3 事業の概要

別添仕様書のとおり。

4 委託金額の上限

12,236,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

応募する団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (2) 同種又は類似業務の実績があること。
- (3) その他仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している者であること。

ただし、共同企業体での参加の場合、上記の全ての項目について、全ての構成員が満たしていることを要件とします。

また、共同企業体の代表者となる者は、共同企業体構成員相互の関係を調整し、委託金の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていることを要件とします。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 参加意思表明書の受付 | 令和８年８月６日（木）午後１時まで（必着） |
| (2) 説明会開催 | 令和８年８月７日（金）（予定） |
| (3) 質問書の受付 | 令和８年８月１４日（金）午後１時まで（必着） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和８年８月２０日（木）を目途に回答 |
| (5) 企画提案書等の受付 | 令和８年８月２５日（火）午後５時まで（必着） |
| (6) 企画提案書等の審査会開催日 | 令和８年８月３１日（月）～９月４日（金）の
いずれか１日（予定）
時間：未定 場所：対面もしくはオンライン |
| (7) 提案者への結果通知 | 令和８年９月中旬（予定） |

7 各提出書類について

参加に必要な提出書類の様式は、県ホームページ「かながわ電子入札共同システム」ウェブサイト又は福祉子どもみらい局共生推進本部室のホームページからダウンロードしていただくか、福祉子どもみらい局共生推進本部室（神奈川県東庁舎2階）で入手してください。

かながわ電子入札共同システム <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

共生推進本部室 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/index.html>

8 質問書の提出

この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出期日

令和8年8月14日（金）午後1時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかで、福祉子どもみらい局共生推進本部室へ御提出ください。ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐため、送信後に電話で送付の旨を御連絡願います。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 質問に対する回答方法

提出された質問書の内容は集約し、令和8年8月20日（木）を目途に回答は、**質問書（様式1）または参加意思表明書（様式2）を提出した者に対し、質問書等に記載された電子メールアドレスあてに送付します。**

9 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

参加意思表明書（様式2）

(2) 提出期日

令和8年8月6日（木）午後1時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかで、福祉子どもみらい局共生推進本部室へ御提出ください。ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐため、送信後に電話で送付の旨を御連絡願います。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 仕様書についての補足説明

仕様書に沿った適切な提案を行っていただく目的で、参加資格の確認後、参加意思表明者向けに令和8年8月7日（金）に説明会を開催します。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案者概要書（様式3）

- ・添付資料として、様式3の2ページに記載のある資料提出を求めます。
- ・共同事業体にあつては、共同事業体委任状（別紙様式1）及び共同事業体協定書（別紙様式2）の提出を求めます。

イ 企画提案書（様式4）

- ・提案を求める事項（募集要項別添資料1）を参照し、様式4に記載してください。
- ・様式4の他に、別途企画提案に係る資料を提出する場合には、A4サイズ6枚以内で作成してください。

ウ 事業見積書（様式5）

エ 誓約書（様式6）

オ 定款の写し（法人格を有しない場合は、団体規約等運営規約に相当するもの）

(2) 提出期日

令和8年8月25日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

9部（1部正本、残り8部は複写可）

※提出された書類は、原則として返却しません。

(4) 提出方法

提出書類一式を、福祉子どもみらい局共生推進本部室宛て持参又は郵送、及び電子メール(データ)により提出してください。

持参の場合は、募集期間中の平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までを受付時間とします。

(5) 見積書提出にあたっての注意事項

提案金額は、委託期間中の当該業務に係る費用の見込み額とします。

11 審査について

(1) 評価項目

ア 提案者に対する評価

- 業務実施体制・組織体制
- 活動実績

イ 業務実施に必要な専門的知見に対する評価

- 知見

ウ 企画に対する評価

- モニタリング
- 通報作業
- 報告書作成、報告会の実施
- 削除要請した投稿の確認

エ 積算に対する評価

- 積算金額・内容

○経費節減

(2) 企画提案書の審査方法(選定方法)

提出された企画提案書等について、要件等の形式審査、及び審査会にてヒアリングを実施した上で採点し、審査員の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として採択します。なお、同点の提案があった場合、審査員の投票により決定します。

(3) 参加が無効となる場合

参加表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(4) 審査結果の通知

令和8年9月中旬(予定)に通知します。

12 業務委託の契約手続き・委託料支払方法

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

(1) 発注者は、選定された最優秀提案者と契約を締結します。

(2) 最優秀提案者が辞退等したときは、次の順位の提案者と契約します。

(3) 委託料の支払方法について、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととします。ただし、神奈川県財務規則第105条の規定に基づき、概算払を行う場合は、当該事業完了後に経費の精算が必要です。概算払を希望する場合は、その理由、支払時期、支払回数及び金額を協議のうえ、契約を締結します。また、概算払の場合、本事業に係る資金管理は、自己資金管理用口座とは別の専用口座により行うこととします。

(4) ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書(案)を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

13 留意事項

(1) 提出された書類は、原則として返却しません。

(2) 提出期限以降における書類の差替え、追加提出及び再提出は認めません。

(3) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。

- (4) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (5) 有効な提案書提出者が1者のみの場合、審査会を省略する場合があります。
- (6) 本委託事業に係る提案書の提出を行う者は、次のとおり誓約したものとみなします。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 神奈川県 の指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
 - エ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
 - オ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 - ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員 に含まないこと。

問合せ先・書類提出先

神奈川県福祉子どもみらい局	
共生推進本部室共生・人権同和グループ 担当 武江	
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 東庁舎2階	
電 話	045-210-3637（直通）
ファクシミリ	045-210-8854
電子メール	jinken.th47@pref.kanagawa.lg.jp